

職務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「協会」という）の定款に定めるもののほか、協会の組織及び職務の業務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協会の組織は、次のとおりとする。

組織	職務
協会（運営委員会）	理事長
	理事
	監事
	総務担当
	財務担当
強化委員会	委員長
	監督
	ヘッドコーチ・コーチ・トレーナー
	総務/庶務
	手話通訳者
大会実行委員会	委員長

	副委員長
	総務担当
	上記以外の大会スタッフ
コンプライアンス委員会	委員長
	委員
アンチ・ドーピング委員会	委員長
	委員
選考委員会	委員長
	委員
アスリート委員会	委員長
	委員
女性委員会	委員長
	委員
危機管理委員会	委員長
	委員

(職務分掌)

第3条 各組織単位が分掌する職務は、別表1のとおりとする。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、平成29年1月20日より施行する。

本規程は、令和2年9月13日より施行する。

(別表1)

組織	職位	職務分掌
協会 (運営委員会)	理事長	法人を代表し、定時総会および理事会の議長となり、重要事項の決定を行うほか、法令、定款、総会、理事会の決定に基づき、法人業務を総括する。
	理事	理事は理事長の委任する担当業務を行う。
	総務担当	1. 理事長印および法人印の管理に関する事項 2. 訴訟・登記等の法務に関する事項 3. 理事の庶務に関する事項 4. 文書および稟議書の受付に関する事項 5. 文書管理に関する事項 6. 定款の原本管理に関する事項 7. 渉外および広報に関する事項

		<ul style="list-style-type: none"> 8. 損害保険に関する事項 9. 保安および警備に関する事項 10. 賃借物件の契約更新に関する事項 11. 固定資産の管理に関する事項 12. 固定資産の登記書類の保管および固定資産台帳の記帳、照合に関する事項 13. 通信設備・車輛および運搬具の管理に関する事項 14. その他、他部に属さない一切の事項
	<p>財務担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 決算方針の立案に関する事項 2. 財務諸表作成に関する事項 3. 本決算、中間決算、月次決算の実施に関する事項 4. 勘定科目の制定、改廃に関する事項 5. 会計諸帳簿の記帳、整理および保管に関する事項 7. 会計諸証憑書類の作成、審査および保管に関する事項 8. 未払金の管理に関する事項

		<p>9. 償却に関する事項</p> <p>10. 長期・短期総合予算案作成のための資料作成、提出に関する事項</p> <p>11. クレジットに関する事項</p> <p>12. 会計監査および税務調査の立ち会いに関する事項</p> <p>13. 各会計単位の経理業務の管理および指導に関する事項</p> <p>14. 税務申告書作成に関する事項</p> <p>15. その他前各項に関連する事項</p>
強化委員会	委員長	強化委員会規程による
	監督	強化委員会規程による
	ヘッドコーチ・コーチ・トレーナー	強化委員会規程による
	総務/庶務	強化委員会規程による
	手話通訳者	強化委員会規程による
大会実行委員会	委員長	大会実行委員会規程による
	副委員長	大会実行委員会規程による
	総務担当	大会実行委員会規程による

	上記以外の大会スタッフ	大会実行委員会規程による
コンプライアンス委員会	委員長	コンプライアンス委員会規程による
	委員	コンプライアンス委員会規程による
アンチ・ドーピング委員会	委員長	アンチ・ドーピング委員会規程による
	委員	アンチ・ドーピング委員会規程による
選考委員会	委員長	選考委員会規程による
	委員	選考委員会規程による
アスリート委員会	委員長	アスリート委員会規程による
	委員	アスリート委員会規程による
女性委員会	委員長	女性委員会規程による
	委員	女性委員会規程による
危機管理委員会	委員長	危機管理委員会規程による
	委員	危機管理委員会規程による